

丹後国の御用留

稲穂 将士

はじめに

「御用留」とは、大野瑞男氏執筆による『国史大辞典』の「御用留」の項目によれば左の通りである。

江戸時代の名主・庄屋などの村役人が村政執行上必要な文書や諸事項を書き留めた帳簿。都市においても町役人が作成した。幕府・諸藩の役所においても作成される場合があり、幕府代官所の御用留が知られるが、通常は幕府右筆や御用部屋の記事、藩の家老や奉行所日記のように御用日記の体裁をとるものが多い。村方の御用留は、領主・代官から下達された触書・廻状や達書・申達書・差紙などと、村方から上申した願届書、近村役人との相互文書を控えとして記録したものであるが、日記形態の御用日記もある。また下達文書のみを記録した御触留・廻状留など、上申文書のみを記録した願届書留などは御用留が分化したもので、これらも御用留と表記されている場合もある。(後略)¹

このように、御用留とは近世の地域社会に起こった様々な出来事や、領主層から出された触などが記録されているため、日本近世史研究において、御用留の有無が、その地域を研究対象とするかどうかの一

つの指標となり得る。

本稿で対象とする丹後国の範囲においても多くの御用留が残されていると思われる。しかし、目録の公開が進んでおらず²、その存在はあまり知られていない。本稿前半では現在確認することができる丹後国の御用留について一覧にし、御用留が含まれているいくつかの文書群についてその概要を示す。

また、籠橋俊光氏は、森安彦氏らの研究³をふまえ、これまでの近世史研究で御用留は、特定のテーマに関わる内容を部分的に抽出した分析に使われてきたが、文書学的な分析も重要であると指摘している⁴。これをふまえ、後半では丹後国の御用留について、記述される内容や形状の検討など、若干の文書学的分析をおこなう。

一 御用留の所在

『旧高旧領取調帳』によると、幕末段階の丹後国の村数は、郡別に熊野郡五三村、竹野郡七六村、中郡三七村(峰山町含む)、与謝郡九四村(加悦町・上司町含む)、加佐郡一五二村となっている。この他、田辺城(舞鶴市)と宮津城(宮津市)の城下町がそれぞれある。丹後

国の「御用留」はこの範囲内で作成され、確認できたものを一覧にしたものが【表】である。

【表】の「分類」欄は、文書群の伝来によって分類している。区有文書として伝来しているものについては、「区有(村)」と「区有(町)」に分類した。また、各家に伝来した文書は、その家が勤めていた役職を示した。この分類の中で特殊なものは、久美浜代官所領の郡中代が作成した「神谷太刀宮文書」の御用留と、宮津藩の民政担当の記録であると考えられている。「宮津藩政記録」の「臨時留」⁵と表題が付された文書があげられる。このように丹後国の御用留を一覧にしてみると、所在が確認されているものだけでも、作成主体が多様であることがわかる。

木村礎氏が『新版郷土史辞典』において「享保期以降、触書・廻状が頻発されるに従い「御用留」は一般化した」としている。丹後の御用留も、十九世紀中頃以降に作成されたものがほとんどであるが、「亀島区有文書」の享保十六年(一七三一)の年紀がある「留書帳」⁷が丹後では最も古い。「亀島区有文書」は、与謝郡亀島村(現伊根町)の近世から近代にわたる約二五〇〇点の文書群である。文書の大半は鰯漁はじめ漁業関係の文書で、「留書帳」の冒頭も鰯の大漁に関する記事で始まる。

郡単位でみると加佐郡の御用留が現在最も多く把握されている。これは、加佐郡の近世村の数が最も多いことと、註2で示した目録の公開状況によるものと考えられる。文書群単位でその数量を見ると、加佐郡上安久村(現舞鶴市)の「安久家文書」の八三冊が最も多く、田辺城下竹屋町(現舞鶴市)の「竹屋町文書」の三七冊、熊野郡

久美浜村(現京丹後市久美浜町)の「太刀宮文書」の三六冊と続く。「安久家文書」は上安久村で庄屋を務めた家の約一六〇〇〇点の古文書群である。また、安久家は大庄屋も務めており、上安久村以外の訴訟に関する文書や大庄屋の役目日記も含まれている。

この他、竹野郡徳光村(現京丹後市丹後町)の「永島家文書」の御用留も二三冊を数え、宮津藩領の中では最もまとまって御用留が残っている。「永島家文書」は約八五〇〇点の文書群であるが、同家も庄屋・大庄屋を務めた家であり、大庄屋組内の村々の相論に関する文書が含まれ、宮津藩領の在地を考える上で重要な文書群である。また、幕末期の藩主の動向を記した書状類なども含まれているのも注目される。

二 丹後の御用留の特徴

文書学的視角から御用留を分析した森安彦氏によれば、御用留の性格は左のように抽出できるとし、③の必要性から御用留が作成されるようになり、その結果①となり、付随的に②が記録されていたとしている。⁸

- ① 領主からの触書・廻状・「御用」等について書き留めたもの。
- ② その他に、村内から願書・届書・近村役人との相互文書を控えとして記録したもの。
- ③ 廻状形式によって村に伝達された触書・「御用」を一読して、隣村に回すに際して、その控えとして記録したもの。

文書学的な観点から丹後の御用留について言及するならば、田辺(舞

鶴)藩領で作成されたものとそれ以外で形状が異なることをまず指摘しておきたい。田辺藩領で作成される御用留は、「藤田家文書」では「御用廻り状日記帳」、「安久家文書」では「御用触付帳」、「平野屋町文書」や「金村家文書」では「御用御触書留」などと表題が付されるものがある。これらの形状は横帳、内容については、森氏の分類①にあてはまるものがほとんどである。一部例外もあり、「竹屋町文書」には①②の内容を含む縦帳の御用留も含まれている。

一方、田辺藩領以外で作成される、「永島家文書」の「御用手扣帳」(宮津藩領)、「神谷太刀宮文書」の「御用留」(幕府直轄領)、「京丹后市立峰山図書館所蔵文書」の「御用諸色之控」(峯山藩領陣屋町)などの表題が付される御用留は、全てが縦帳形式で内容は①②となっている。

なお、宮津城下町の「三上家文書」には同文書の目録において、「触」(〇〇通)「※〇〇は数字」とある文書が二三点確認できる。これは、宮津藩の「町役所」や名主が各町に発給した触などを紙綴りで綴じたもので、少ないもので八通、多いものでは七九通を綴じている。例えば文政十年(一八二七)の「触」¹⁰には「文政十年亥八月金兵衛名主役被仰付、右亥八月子十二月迄之御触書之」とあり、町の名主役を務めていた時に作成したものであることがわかる。宮津城下は、六幹町(本町・魚屋町・万町・職人町・白柏町・川向町)の元に複数の枝町が町組として組織され、それぞれの町組に名主一人、組頭十数人が配置され、各町組の住民を治めていた。¹¹この「名主」として作成されたものが、「触」であり、綴じられている文書が正本か写しかは判然としないものの、①といえるが、三上家は町組の触元といえ

るので森氏の分類とは別の検討が必要ではないかと考える。

籠橋氏は「御用留の分析によって、それを作成した役職の御用の内容が明確になり、さらにその御用の実現過程やシステム、機能にまで分析が可能になるのである。それは、御用として何が要求され、それに対していかに対応し、その御用を果たすことが村あるいは地域にとっていかなる意味を有しているのかを検討することであるとも言えるだろう」¹²と指摘している。この指摘を踏まえると、丹後国内でも田辺藩領とそれ以外で、御用留の形状や記述される内容が異なるという点は、何か大きな論点を含んでいると思われる。¹³後考を俟ちたい。

おわりに

本稿では丹後の御用留について、その分布を示し、文書学的な観点から若干の分析を試みた。紙幅の都合上、そこに記された内容について言及することができなかった。最後に筆者の関心ではあるが、興味深い触をひとつ紹介しておく。

【史料】天保十四年「御触書留扣」(平野屋町文書(舞鶴市)五七七)

一由良・神崎辺のもの并吉原町・獵船町方船乗之もの者、平生海上江出候もの二候得者、常々心を付老人嶋沖二而小船たりとも、不見馴船見受候者、早々漕戻り、是又郡奉行役所へ可申出候、惣而船乗之もの、何国之沖二而も異国船々見受候哉、又者風説等承候者、其始末厳敷郡役所江可申出候、且異国船二邪しミ候儀者前々方御法度之儀二候得者、

兼而其旨相心得可申候、右之趣心得違於有之者、嚴敷御咎可被仰付候間、役人共者勿論、末々之ものへ急度可申付候、右之通可被相触候、

四月

これは天保十三年（一八四二）七月二十二日に幕府から全国津々浦々に向けて出された、いわゆる「薪水給与令」¹⁴を受け、翌年四月十三日に田辺藩領に出された触である。引用箇所の前には、全国に出された「薪水給与令」の文面が記録されている。同様の触は「安久家文書」¹⁵の御用留にも確認できる。

幕府から出された触が、どのように各藩領に伝わり、また、どのような内容で施行されたのかを知る好個の素材である。なお、宮津藩領の御用留には同様の触が確認できなかったため、この触は田辺藩独自の触であろう。このように、丹後の御用留は多様な論点を含む史料である。本稿が今後の研究の足がかりとなれば幸いである。

【謝辞】 本稿の執筆にあたり、山田洋一・小室智子両氏に丹後の御用留に関する情報を多く提供いただいた。ここに記して感謝申し上げる。

【註】

1 国史大辞典編纂委員会編『国史大辞典』第六巻（吉川弘文館、一九八五年）、五〇頁。

2 丹後国のうち現在の舞鶴市域では、菅原憲二氏が指導されていた千葉大学の学生や舞鶴地方史研究会など地域の方々と共に、長年古文

書調査を実施され、その成果として古文書目録が刊行されている（菅原憲二編『丹後国田辺城下竹屋町文書目録』（千葉大学文学部史学科菅原研究室、二〇一一年など）。近年では京都府立大学地域貢献型特別研究（ACTR）の調査による目録の公開も進んでいる（東昇編『舞鶴の地域連携と世代間交流 井上奥本家文書調査報告』（京都府立大学文学部歴史学科、二〇一九年）など）。一方、舞鶴市域以外では、二〇〇八年に久美浜の稲葉家文書の目録（京丹後市教育委員会編『稲葉家資料調査報告書』第一～四分冊）が刊行されて以降目録の公開が進んでいない。その他、京都府立京都学・歴史館に所蔵されている丹後国関係の文書群については、同館の「京の記憶アーカイブス」(<http://www.archives-kyoto.jp/>、二〇二二年七月十二日最終閲覧)で公開されている。同館のデジタルアーカイブの参考情報に「京都府内町村別資料所在情報」があり、丹後の町村別に公開されている資料を検索できる。

筆者が所属する京都府立丹後郷土資料館においては、京都府立丹後郷土資料館編『丹後国加佐郡上安久村安久家文書目録』（二〇〇七年）を刊行して以降、独自で目録の公開ができていない（安久家文書目録についても続刊は菅原氏のご尽力によって刊行されている）。自戒の念も込めてここに書き記しておく。

3 森安彦「御用留」の性格と内容（二）～（八）（『史料館研究紀要』一九〇二七号、一九九一～一九九六年）。

4 籠橋俊光「御用留に見る水戸藩大山守・山横目の御用」（同『近世藩領の地域社会と行政』（清文堂出版、二〇二二年、初出一九九七年）、二〇頁）。

5 宮津市史編さん委員会編『宮津市史』史料編第二巻（宮津市役所、一九九七年）、一九～二〇頁。

6 大塚史学会編『新版郷土史辞典』（朝倉書店、一九六九年）、二一四頁。

7 「亀島区有文書」A六―二（目録番号については、京都府教育委員会・京都府立丹後郷土資料館編『丹後漁業関係古文書目録』（丹後郷土資料館友の会、一九九四年）による）。

8 前掲註3森論文（二）、四～五頁。

9 森氏は「御用」とは、「農民に背負わされた諸負担のこと」（前掲註3森論文（一）、八頁）としている。

10 「元結屋三上家文書」第三箱―A三―一（目録番号については、京都府教育委員会編『京都府古文書調査報告書 丹後国与謝郡宮津元結屋三上家古文書目録』（一九八八年）による）。

11 宮津市史編さん委員会編『宮津市史』本文編下巻（宮津市役所、二〇〇四年）、七二～七三頁。

12 前掲註4籠橋論文、二二頁。

13 この点について見通しを述べるならば、丹後国内における所領配置が大きく関係すると思われる。田辺藩領が加佐郡のほとんどを一円支配していたのに対し、その他四郡は宮津藩・峰山藩・幕府領（時には出石藩・豊岡藩領も）が入り組んでいたことによるものが大きいと考えられている。丹後国の所領の有様については山田洋一「丹後国のまとめりと「徳川領国」―新しいイメージを求めて」（上田純一編『丹後地域史へのいざない』思文閣出版、二〇〇七年所収）を参照のこと。

14 「天保雜記」巻五〇（閲覧には国立公文書館デジタルアーカイブ

(<https://www.digital.archives.go.jp/> 二〇二二年七月二十三日最終閲覧)を利用した。

15 「御用触留日記」（安久家文書）真下一―III―三（文書番号は前掲註

2『丹後国加佐郡上安久村安久家文書目録』による）。

【表】 丹後の御用留一覧

郡名	村名・町名	文書群名	文書群分類	冊数	年代	領主	所蔵
加佐郡	大波村	荒木家文書	庄屋	16	安政3年(1856)～明治7年(1874)	田辺藩	舞鶴市(舞郷保管)
加佐郡	餘部上村	井上奥本家文書	庄屋	2	文久元年(1861)～文久3年(1863)	田辺藩	個人蔵
加佐郡	溝尻村	木船衛門家文書	庄屋・大庄屋	1	文久3年(1863)	田辺藩	個人蔵(丹資寄託)
加佐郡	餘部下村	布川家文書	庄屋	5	元治2年(1865)～明治4年(1871)	田辺藩	舞鶴市(舞郷保管)
加佐郡	伊佐津村	藤田家文書	庄屋	33	文化12年(1817)～明治8年(1875)	田辺藩	舞鶴市(舞郷保管)
加佐郡	伊佐津村	川北家文書	庄屋	4	寛政5年(1793)～天保3年(1832)	田辺藩	歴彩館蔵
加佐郡	小倉村	行永家文書	庄屋・大庄屋	1	弘化3年(1846)	田辺藩	個人蔵(舞郷寄託)
加佐郡	竹屋町	金村家文書	町年寄	8	万延元年(1860)～慶応4年(1868)	田辺藩	個人蔵
加佐郡	竹屋町	竹屋町文書	区有(町)	37	寛保3年(1743)～嘉永4年(1851)	田辺藩	竹屋自治会蔵
加佐郡	平野屋町	平野屋町文書	区有(町)	20	万延元年(1860)～明治2年(1869)	田辺藩	平野屋自治会蔵
加佐郡	上安久村	安久家文書	庄屋・大庄屋	81	安永7年(1778)～明治6年(1873)	田辺藩	個人蔵(丹資寄託)
加佐郡	岡田中村	上野家文書	庄屋・大庄屋	18	寛政4年(1792)～慶応3年(1867)	田辺藩	歴彩館蔵
加佐郡	北原村	北原区有文書	区有(村)	1	寛政2年(1790)	宮津藩	北原区蔵
加佐郡	河守村	町教委所蔵文書	庄屋	9	文政11年(1828)～明治3年(1870)	宮津藩	福知山市蔵
加佐郡	仏性寺村	岩松家文書	庄屋	1	文政12年(1829)	宮津藩	個人蔵
加佐郡	波美村	新井家文書	庄屋	2	文久2年(1864)～明治6年(1873)	幕府領	個人蔵
加佐郡	二俣村	佐古田家文書	庄屋	2	元治2年(1865)～慶応2年(1866)	宮津藩	個人蔵
加佐郡	在田村	在田区有文書	区有(村)	1	天明7年(1784)～文化9年(1812)	田辺藩	在田区蔵
与謝郡	-	宮津藩政記録	領主(宮津藩)	4	天明7年(1784)～安政6年(1859)	宮津藩	歴彩館蔵
与謝郡	算所村	西原家文書	庄屋	6	嘉永5年(1852)～明治2年(1869)	宮津藩	個人蔵(丹資寄託)
与謝郡	温江村	細見家文書	庄屋	1	嘉永2年(1849)	宮津藩	個人蔵
与謝郡	亀嶋村	亀島区有文書	区有(村)	5	享保16年(1731)～慶応3年(1867)	宮津藩	亀島区蔵(丹資寄託)
与謝郡	平田村	平田区有文書	区有(村)	1	寛保2年(1742)	宮津藩	平田区蔵(丹資寄託)
与謝郡	日置上村	山口家文書	庄屋	3	明治6年(1873)	宮津藩	個人蔵(丹資寄託)
与謝郡	河原町	三上家文書	町名主・組頭	31	文政10年(1827)～慶応3年(1867)	宮津藩	個人蔵(丹資寄託)
与謝郡	本町	殿村家文書	町名主・組頭	7	万延元年(1860)～明治3年(1870)	宮津藩	個人蔵
中郡	延利村	岡田平左衛門家文書	庄屋	1	安政5年(1858)～万延2年(1861)	幕府領	歴彩館蔵
中郡	峯山町	京丹後市立峰山図書館所蔵文書	町年寄	7	明和3年(1766)～明治4年(1871)	峰山藩	京丹後市立峰山図書館蔵
中郡	丹波村	藤村家文書	庄屋・大庄屋	3	安永8年(1779)～明治元年(1868)	峰山藩	個人蔵
竹野郡	徳光村	永島家文書	庄屋・大庄屋	23	嘉永元年(1848)～明治2年(1869)	宮津藩	丹資蔵
竹野郡	中浜村	永雄家文書	庄屋	7	天保9年(1838)～明治5年(1872)	幕府領	丹資蔵
竹野郡	吉沢村	吉沢区有文書	区有(村)	1	文政5年(1822)	幕府領	吉沢区蔵
竹野郡	溝谷村	行待家文書	庄屋	3	安政5年(1858)～明治10年(1877)	宮津藩	歴彩館蔵
竹野郡	浜分	梅田家文書	庄屋	1	文化10年(1813)	宮津藩	京丹後市蔵
熊野郡	出角村	出角区有文書	区有(村)	3	天保14年(1843)～慶応4年(1868)	幕府領	出角区蔵(丹資寄託)
熊野郡	久美浜村	太刀宮文書	郡中代	36	安永7年(1778)～明治9年(1876)	幕府領	神谷太刀宮蔵
熊野郡	友重村	友重村文書	区有(村)	1	明治2年(1869)	幕府領	歴彩館蔵

※所蔵欄の略称は以下の通り。舞郷＝舞鶴市立郷土資料館、丹資＝京都府立丹後郷土資料館、歴彩館＝京都府立京都学・歴彩館。

※丹資寄託分以外の田辺藩領の御用留の所在については小室智子氏に情報を提供していただいた。

※旧大江町域(現福知山市)については大江町誌編纂委員会編『大江町史』史料編(大江町、1981年)、峰山藩領については京丹後市史編さん委員会編『京丹後市史資料編 峯山藩関係史料集』(京丹後市役所、2010年)をそれぞれ参照した。